



上島町農林水産業者経営力強化支援事業補助金

上島町では、町内の農林水産業者が新型コロナウイルス感染症収束後を見据え経営力の強化を図ることができるよう支援するため、町内農林水産業者に補助金を交付します。

■対象者

以下の内容を全て満たした農林水産業を継続する意思のある方が対象です。

- ① 農林水産業に従事している者
- ② 町内に住所を有し、主として町内を事業活動場所としている者
- ③ 町税を滞納していない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに掲げるものに該当しない者

■補助金の額

単独申請 上限100万円

共同申請 上限100万円×農林水産業者数（最高500万円まで）

■補助率 4分の3以内

■募集期間

～9月30日（金）

※令和4年9月30日（金）消印有効

■対象事業

- ① 経営力強化のための設備投資等に要する経費
品質向上、省エネ・省力化等のための機械・設備の導入・更新等
- ② 新たな事業に係る試作・開発等に要する経費
新たな製品の導入、農地開拓・漁場保全活動・資源調査・開発試験等

■提出・問い合わせ先

上島町役場 岩城総合支所 農林水産課 ☎75-2500
魚島総合支所 産業建設課 ☎78-0011

※詳細は上島町 HP をご覧いただくか、岩城総合支所 農林水産課までお問い合わせください。



上島町農林水産業者収入保険等助成事業補助金

上島町では、町内の農林水産業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により価格の低迷による経営難を抱える農林水産業者の経営の安定を図るため、保険料の一部を補助し、収入保険等への加入促進を図ります。

■対象者

以下の内容を全て満たした農林水産業を継続する意思のある方が対象です。

- ① 収入保険等加入者
- ② 農林水産業に従事している者
- ③ 町内に住所を有する者
- ④ 町税を滞納していない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに掲げるものに該当しない者

■補助金の額

上限50万円

■補助率 2分の1以内

■募集期間

～令和5年2月28日（火）

※令和5年2月28日（火）消印有効

■対象事業

補助対象者が加入する収入保険等への加入事業（収入保険、養殖共済、特定養殖共済、漁獲共済）ただし、保証契約割合が以下の場合には、補助事業の対象外とし、補助金の交付は加入事業ごとに1回限りとする。

- (1) 養殖共済にあつては80%未満の場合
- (2) 特定養殖共済にあつては80%未満の場合
- (3) 漁獲共済にあつては40%未満の場合

■提出・問い合わせ先

上島町役場 岩城総合支所 農林水産課 ☎75-2500
魚島総合支所 産業建設課 ☎78-0011

※詳細は上島町 HP をご覧いただくか、岩城総合支所 農林水産課までお問い合わせください。



上島町漁業者燃油高騰対策助成事業補助金

上島町では、町内の漁業者が新型コロナウイルス感染症の影響等による燃油高騰に備え、漁業活動の安定および持続的な地域産業の発展を図るため、保険料の一部を補助し、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進を図ります。

■対象者

以下の内容を全て満たした漁業を継続する意思のある方が対象です。

- ① 漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油）への加入者
- ② 漁業に従事している者
- ③ 町内に住所を有する者
- ④ 町税を滞納していない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに掲げるものに該当しない者

■補助金の額 上限10万円

■補助率 2分の1以内

■募集期間

～令和5年2月28日（火）

※令和5年2月28日（火）消印有効

■対象事業

町内漁業者が加入する漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油）

■提出・問い合わせ先

上島町役場 岩城総合支所 農林水産課 ☎75-2500
魚島総合支所 産業建設課 ☎78-0011

※詳細は上島町 HP をご覧いただくか、岩城総合支所 農林水産課までお問い合わせください。



上島町農林水産業者応援給付金

上島町では、新型コロナウイルス感染症により、売上減少等の影響を受けた農林水産業者に対し、給付金を交付いたします。

■対象者

以下の内容を全て満たした農林水産業を継続する意思のある方が対象です。

- ① 法人以外の農林水産業者
- ② 町内に住所を有する者
- ③ 町税を滞納していない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに掲げるものに該当しない者

■給付金の額

・給付要件

令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上高が、平成30年11月から平成31年3月まで、令和元年11月から令和2年3月まで、または令和2年

11月から令和3年3月までのいずれかの期間の同じ月の売上高と比較して、20%以上30%未満減少した農林水産業者。

・上限額

20%以上30%未満 15万円

■募集期間

～9月30日（金）

※令和4年9月30日（金）消印有効

■提出・問い合わせ先

上島町役場 岩城総合支所 農林水産課 ☎75-2500
魚島総合支所 産業建設課 ☎78-0011

※詳細は上島町 HP をご覧いただくか、岩城総合支所 農林水産課までお問い合わせください。